

電子保適証サービスの対象とならない車両の自動車検査証の記載について

●電子保適証サービスの対象外の記載例

- ・登録車の場合であって、乗車定員・最大積載量・車両総重量の記載欄の上段に、括弧書きにて人数や重量が記載されているもの

例 1)

乗車定員
[③ 5] ① 2 [② 5] 人

例 2)

車両重量
[③ 19570] ① 19570kg

例 1) の上段に括弧書きされた値③ [5] は、「乗車定員」の3つ目の情報となりますので、保適証サービスの対象外となります。

例 2) の場合、数字が2つしか記載されて無いが、上段の括弧書きの③ [19570] を「車両重量2」として入力される可能性があるためご注意ください。

○以下のような場合は、電子保適証サービスがご利用できます。

【登録車】

乗車定員
① ② 4 [4] 人

① : 乗車定員 1
② : 乗車定員 2

車両重量
① ② 2410 [2175] kg

① : 車両重量 1
② : 車両重量 2

【軽自動車】

乗車定員
[② 4] ① 2 人

① : 乗車定員 1
② : 乗車定員 2

※軽自動車の場合は、乗車定員等の項目が2つある場合には、2つ目の情報が記載欄の上段に記載されていますが、この場合であっても、電子保適証サービスはご利用になれます。